

# 1. 給水装置の構造及び材質基準

## 【給水装置の構造及び材質の基準】

(水道法施行令第4条)

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質の基準は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

## 【給水装置の材料】

給水装置の給水管及び給水用具は、基準省令で定められた基準に適合したものでなければならない。また、その選択にあたっては布設場所の地質、材料の耐力、道路管理者の指示及び維持管理等を考慮し、決定するものとする。

なお、配水管への給水管の取付工事及び当該取付口から水道メーターまでの給水装置工事については、災害防止並びに漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行うため材料や工法等を指定するものとする。

(加茂市水道給水条例施行規程第3条第3項)

メーターから下流部については、別図を参考とする。

## 【給水装置の基準適合品】

### (1) 自己認証品

製造業者等が、性能基準適合品であることを示す自社検査証印等の表示を製品等に行なわれたもの、製品が設計段階で基準省令に定める性能基準を満たすものとなることを示す試験証明書及び製品品質の安定性を示す証明書〔ISO(国際標準化機構)9000シリーズの規格への適合証明書〕が示されたもの。

なお、給水装置工事主任技術者は、製造業者等から性能基準適合品であることを示す証明書を提出させ、基準を満たしているか確認しなければならない。

### (2) 第三者認証品

製造業者等との契約により、中立的な第三者機関が製品試験、工場試験等を行い、基準に適合しているもので基準適合品として登録された認証製品であるもの。なお、認証マークの表示は、製造業者等の希望に応じて任意に行われるものであり、義務付けられていないため、給水装置工事主任技術者は認証を受けてさせ基準を満たしているか確認しなければならない。

### (3) 既存の製品

日本工業規格(JIS)及び日本水道協会(JWWA)の認証品であれば基準適合品となる。

### 【給水装置の材料の基準】

給水管及び給水用具が満たさなければならない性能基準は、以下のとおりである。

- (1) 耐圧に関する基準 (基準省令第1条)
- (2) 浸出等に関する基準 (基準省令第2条)
- (3) 水撃限界に関する基準 (基準省令第3条)
- (4) 逆流防止に関する基準 (基準省令第5条)
- (5) 耐寒に関する基準 (基準省令第6条)
- (6) 耐久に関する基準 (基準省令第7条)

### 【給水装置システムの基準】

給水装置の構造及び材料の適正を確保するためには、給水装置の構成する個々の給水用具が性能基準を満足しているだけでは十分とはいえ、給水装置工事の施行の適正を確保するために給水装置システムとして満たすべき技術的な基準として定められたものである。

「基準省令」の給水装置システムに関する部分

- (1) 耐圧に関する基準 (基準省令第1条)
- (2) 浸出等に関する基準 (基準省令第2条)
- (3) 防食に関する基準 (基準省令第4条)
- (4) 逆流防止に関する基準 (基準省令第5条)